

平成 31 年 3 月 28 日
新温泉町告示第 3 号

新温泉町社会教育関係各種大会出場等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、スポーツ、文化、芸能等の社会教育活動を奨励し、町民の心身の健全な発達と明るい豊かな地域づくりに寄与するため、新温泉町補助金等交付規則(平成 17 年新温泉町規則第 40 号)に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者は、町内に住所を有する個人又は町内に所在する団体で、次条に規定する補助対象大会の規定に基づいて出場又は出演(以下「出場等」という。)するものとする。この場合において、次のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- (1) 監督、コーチ、審判員、審査員、引率者、応援者等として出場等する者
- (2) 学校等の代表として出場等する者
- (3) 新温泉町小・中学校児童、生徒各種大会派遣費補助金交付要綱(平成 17 年新温泉町教育委員会告示第 3 号)の補助対象となる者

(補助対象大会)

第 3 条 補助の対象となる大会(以下「補助対象大会」という。)は、次のいずれかに該当し、前条に規定する補助対象者が出場等するものとする。

- (1) 兵庫県大会、但馬大会等の地区予選大会で優秀な成績を収めて出場等する全国大会(地区予選大会の開催が困難な種目については、町長が本町の代表として出場等することを認めた全国大会)
- (2) その他前号の規定に準じると町長が認めた全国大会

2 前項に規定する「全国大会」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県レベル以上の教育関係機関が主催若しくは主管する大会又はこれに準ずる大会
- (2) 参加者(予選が行われている場合は、予選の参加者を含む。)が、国内の 3 分の 2 以上の都道府県から参加する大会

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、補助対象大会の参加に要するもので別表に規定するとおりとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費(国、県、関係機関等から補助金等の支給を受ける場合は、当該補助金等の対象経費を控除した額)の 2 分の 1 以内の額で次に掲げる額を上限とする。

- (1) 個人 5 万円

(2) 団体 15 万円(国外で開催される大会は 20 万円)

(補助金の交付申請書)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象大会に出場等が決定した後、速やかに新温泉町社会教育関係各種大会出場等補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 大会開催要項等の大会内容が確認できるもの
- (2) 予選大会等の結果
- (3) 出場等する者の名簿
- (4) 収支予算書
- (5) その他参考となる書類

(補助金の交付取消し及び返還)

第 7 条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定額の全額若しくは一部の取消し又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(実績報告の提出)

第 8 条 申請者は、出場等の終了後 1 か月以内に、新温泉町社会教育関係各種大会出場等補助金実績報告書(様式第 2 号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 出場等の結果
- (2) 収支決算書
- (3) 対象経費の支出が確認できる領収書の写し
- (4) その他参考となる書類

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象経費	補助対象経費の上限額等
参加料又は登録料	実費	
交通費	鉄道賃及びバス賃の実費	新温泉町職員等の旅費に関する条例（平成17年新温泉町条例第51号）に規定する額に準じた額を上限とする。
車両借上料	実費	(1) 大会開催地までの鉄道賃に相当する額を上限とする。 (2) 中型バスの借上料は、出場等する者が10人以上乗車する場合を対象とする。 (3) 大型バスの借上料は、出場等する者が20人以上乗車する場合を対象とする。ただし、出場等する者が10人以上20人未満の場合は、中型バスの借上料に相当する額を上限とする。 (4) 通行料、駐車場代、ガソリン代その他車両借上料を除く車両利用に係る経費は、対象としない。
宿泊費	実費	(1) 1人1泊7,000円を上限とする。 (2) 県外で開催される大会で、出場等が2日以上にわたる場合を対象とする。 (3) 出場等の前日の宿泊費は、出場等の開始時間又は大会開催地等の関係上、やむを得ない場合に対象とする。 (4) 食事代及び大会終了後の宿泊費は、対象としない。

備考

- 大会の開会式、閉会式、表彰式、代表者会議、抽選会等の出席に係る経費は対象としない。
- 大会期間が連続していない場合の出場等に係る経費は、出場等ごとの経費を対象とする。
- 団体の場合で出場等する者に町外に住所を有する者が含まれるときは、町内に住所を有する者に係る経費（必要に応じて経費を案分して算出した額）のみを対象とする。
- 中型バスは、乗車定員11人以上29人以下の車両総重量8t未満のバスをいう。
- 大型バスは、乗車定員30人以上又は車両総重量8t以上のバスをいう。
- 車両借上料の（3）ただし書の場合、中型バスの借上料に係る参考資料（見積書）を補助金交付申請書に添付しなければならない。